

## 反トラスト法における市場力の研究(四・完)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-06-26 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 宮井, 雅明 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.14945/00008791">https://doi.org/10.14945/00008791</a>

反トラスト法における市場力の研究(四・完)

宮井雅明

一 課題の設定

二 問題の所在

- (1) 反トラスト法における「力」への関心と市場力理論の課題
- (2) 判例法にみる「力」の意義と位置付け(以上、第一巻一号)

三 市場力理論の確立

- (1) 反トラスト政策論の変遷と実務における反トラスト法の経済政策化
- (2) 市場力理論の分析
- (3) 市場力理論の実務への浸透(以上、第一巻二・三・四号)

反トラスト法における市場力の研究(四・完)

#### 四 市場力理論の発展

- (1) シカゴ学派の市場力理論の受容と批判
- (2) 市場力理論の新展開（以上、第二卷一号）

#### 五 結語

##### (1) 総括

- ① 市場力理論の歴史的背景
  - ② 市場力理論における對抗軸
  - ③ 残された課題
- (2) 日米独禁法の比較法研究に対する示唆
    - ① シカゴ学派の反トラスト政策論に対する評価
    - ② 「競争の実質的制限」の解釈論
    - ③ 規制体系の比較
  - (3) むすびにかえて（以上、本号）

## 五 結語

一の②で指摘したように、アメリカの市場力理論は、我が国独禁法中の基本概念の解釈論のみならず、我が国独禁法の規制体系のあり方にも示唆を与え得る。しかしながら、日米独禁法の表面的な比較には慎重でなければならない。我が国の独禁法とアメリカの反トラスト法とは、それぞれの出発点における歴史的背景が異なり、したがって、解決を迫られた課題も異なっていた。さらに言えば、一国の政治体制や経済体制に占める位置付けも異なっていた。この点を踏まえた比較法研究こそが、本稿の目指したものであった。本章では、この趣旨に沿って改めて本稿での検討の成果を総括し、そのうえで、日米独禁法の比較法研究において市場力理論が提起する具体的論点を提示したいと思う。

### (一) 総括

以下では、私見も交えながら、市場力理論の歴史的背景、現時点での市場力理論における議論の対抗軸を整理した後、今後の市場力理論の発展の方向性に関わって残された課題に言及したいと思う。

#### ①市場力理論の歴史的背景

三(一)で述べたように、市場力理論の提唱とその変遷は、反トラスト法の経済政策化を促したのと同じ問題意識に根差していたというのが、本稿の見方である。それでは、何故に反トラスト法の運用は経済政策の問題として捉えられ

反トラスト法における市場力の研究(四・完)

るに至ったのか。それは、究極的には、反トラスト法の立法過程において実現が期待されていた諸価値の間に原理的な矛盾が存在したことに起因する。

a 反トラスト法における原理的矛盾と反トラスト法の経済政策化

いわゆるトラスト問題（会社問題）が政治的に決着し、反トラスト法が制度として一応確立するのは、一九一四年のクレイトン法と連邦取引委員会法の制定の時である。そこに至るまでに何が問題であつたか、そして、問題はいかに解決されたかを解明することにより、反トラスト法における原理的矛盾が明らかになる。反トラスト法における「力」の多様な側面に関する二（一）での分析を踏まえると、反トラスト法における原理的矛盾は次のように要約することができる。

すなわち、問題は、論理的にはまず、官僚制的に組織された大規模な法人企業が存在が、経済的に独立した自律的な個人を主体として想定するアメリカの政治社会体制の理想（反トラスト法におけるポピュリスティック価値観の源泉）と両立するの、という点にあつた。法人企業が存在自体は経済発展の方便として容認せざるを得ないことが（少なくとも暗黙のうちに）承認されると、次に、法人企業が存在と活動をアメリカの伝統的な政治社会体制にいかに関わりあひかが問われた。結果として選択されたのは、ニュー・レフト史学に言う「コーポレート・リベリズム」の体制であつた。<sup>(1)</sup>

すなわち、法人企業が存在を法的にも認知し、その自由な経済活動を原則的に保障すること、法人企業の「力」の乱用に對しては公共の利益の観点から歯止めをかけるが、規制方式としては国家による直接的規制ではなく、司法的（ないし準司法的）手続による間接的規制が選択されることを原則とする体制であつた。<sup>(2)</sup>

かくして、反トラスト法は、ポピュリスティック価値観と、経済発展の方便として大企業存在を肯定する価値観との原

理的矛盾を抱えながら、両者の均衡点の確定を判例法の発展に委ねる形で確立されたのである。規制対象の明確化を目的としていたはずのクレイトン法が「競争の実質的減殺」といった一般概念を实体規定に持ち込まざるを得なかつた点に、トラスト問題（会社問題）の政治的決着のあり方が如実に反映している。政治的争点としてのトラスト問題（会社問題）は、法解釈の次元に封じ込められたのである。したがって、反トラスト法は、裁判所や政府の姿勢如何によつては、たんなるアメリカ社会の理想のシンボル、さらに言えば、資本主義の矛盾を覆い隠すイチジクの葉に墮する危険を常にはらんでいるのである。原理的に矛盾する諸価値の間でバランスを図り、反トラストの理想を可能な限り実現しようとするれば、何らかの科学的営為は不可欠であつた。反トラスト法の経済政策化の理論的契機は、まさに、この点に見いだすことができる。かくして、H. P. アーノルド以降、当局における反トラスト法の運用に経済学研究の成果を応用する試みが今日に至るまで続いていることは、三（一）<sup>3</sup>で明らかにしたとおりである。市場力理論は、反トラスト法が規制対象とすべき「力」を具体的に特定するものであり、経済政策としての反トラスト政策の中核に位置することとなつた。

#### b 反トラスト法の経済政策化の意義

以上に述べたように、反トラスト法の経済政策化自体は不可避であつたと筆者は考える。ただし、経済政策化した段階の今日の反トラスト政策を比較法研究の対象とするに際しては、幾つか留意しなければならない点があると考ええる。

第一に、反トラスト政策の内実はシカゴ学派台頭以前と以後とで異なるとは言え、反トラスト法の経済政策化自体はシカゴ学派台頭以前に既に始まつていたという点を再度強調したい。三（一）で詳述したように、市場構造―市場行動―市場成果の一応の因果関係を前提とするハーバード学派の反トラスト政策論は、一九五〇〜六〇年代に産業の寡占化

の弊害が目立っていたこともあって、ポピュリスト的価値観と概ね整合的な政策を提案し得た。これに対して、シカゴ学派の反トラスト政策論は、市場構造—市場行動—市場成果の因果関係を否定的に解釈する実証研究を武器として、ポピュリスト的価値観と経済政策としての反トラスト政策との二者択一という形で問題を提起し、結果として、実務において経済分析を定着させる役割を果たした。それだけに、反トラスト法の運用における経済分析はシカゴ学派の専売特許のように言われることもあるが、既述のように、これは正確ではない。経済分析の方法論や結論の違いをいかに評価するかが問題なのである。

第二に、完全に価値中立的な経済分析はあり得ず、反トラスト政策においても、経済分析の枠組みの設定に際して、政策論構築の基本姿勢に関わる価値判断が迫られているという点である。かつてのハーバード学派にしても、シカゴ学派にしても、さらには「ポスト・シカゴ」にしても、序数的効用概念を前提とする新古典派経済学の価格理論を出発点とする点で変わりはない。それにもかかわらず具体的な政策提言が異なつたものとなるのは、経済構造の変化とともに、政策論構築の基本姿勢における立場の違いに起因するところが大きい。シカゴ学派の反トラスト政策論への批判は、それが反トラスト法に経済分析を導入した点ではなく、新自由主義のイデオロギー、および、それと密接に結び付いた静態的で非現実的な市場観とを前提として演繹的に結論を導くその方法論に、主として起因したのである。三（二）（三）では、市場力理論に即して具体的にこの点を明らかにしたつもりである。後述の②では、今日、いかなる点で立場の選択が迫られているかを改めて整理したいと思う。

第三に、反トラスト法の経済政策化は、企業をめぐる法政策の専門分化の過程を伴っていたという点である。まず、各州の会社法理がポピュリスト的価値観を直接的に反映していた時期があったことは、二（一）の註で若干言及した。<sup>(4)</sup>一八八九年のニュー・ジャージー州会社法改正以降、各州の会社法は、むしろ、企業集中を促進し、所有と経営の分離

を促進する方向で整備されていったと言われる。この過程は、(前述の「コーポレート・リベラリズム」の見方と符合するのだが) 会社法理と反トラスト法理との分離の過程を示している。<sup>(5)</sup> 他方、前述のように、反トラスト法の経済政策化により、ポピュリスト的価値が(判例法はともかく) 反トラスト政策論において直接的に考慮されることは次第になくなっていった。しかし、このことは、企業をめぐる法政策においてポピュリスト的価値が全く顧みられなくなったことを意味する訳では必ずしもない。自動車やガソリン等のディーラー保護立法はポピュリスト的価値を体现する法政策の一例と考えられる<sup>(6)</sup>し、アメリカ特有の分散的金融システムもまた、ポピュリスト的心情によつて支持された立法および法運用に起因する部分が大きかったとの研究もある。<sup>(7)</sup>

思うに、反トラスト法におけるポピュリスト的価値観が問題としたのは、やや乱暴に一般化すれば、資本主義と民主主義との両立可能性だったのではないか。そうだとすれば、反トラスト法の原点にあった価値観の具体的展開の道筋は、企業統治の問題も含めて、およそ企業をめぐる法政策の全体像を視野に入れなければ本当には把握し切れないことになる。本稿はこの問題を真正面から扱うものではなかったが、少なくとも次の点は再度確認する価値がある。すなわち、今日の市場力理論をめぐる議論は、反トラスト法の原点との比較において視野が限定されているということ。

## ②市場力理論における対抗軸

以下では、シカゴ学派による市場力理論の確立以降に絞つて議論の対抗軸を整理したいと思う。

### a 政策論構築の基本姿勢における対抗軸

反トラスト法の運用に経済分析が導入されたこと自体は、その歴史的経緯に照らして肯定的に評価されるべきである



う。しかし、同時に、経済分析が万能でないこともまた自覚する必要がある。すなわち、今日の経済学は、複雑な経済現象の全てを、反トラスト法の実務で利用可能な形で分析し得る訳ではない。また、モデル設定のあり方をつうじて結論を操作する余地が大きいことも無視し得ない。それゆえ、前述のように、経済分析の枠組みの設定においては、反トラスト法はいかなる価値を、いかに実現すべきかに関わつて明確な価値判断が迫られるのである。八〇年代前半のシカゴ学派の反トラスト政策論における経済分析もまた、価値中立的、客観的、科学的であるかのように装つたにもかかわらず、実は一つの価値判断の具体的表現に外ならなかつた。かくして、市場力理論をめぐる具体的論点を見る前に、政策論構築の基本姿勢における對抗軸を確認することが必要とされるのである。

具体的には、今日、次の諸点において立場の選択が迫られていると考えられる。すなわち、(ア)反トラスト政策は資源配分の効率性（社会全体での富の増大）を唯一の目的とするのか、それとも、生産者余剰とは区別される意味での消費者厚生を増大を優先的に追求すべきなのか、(イ)いかなる市場観を前提とするか、より具体的には、経済主体の合理性、市場の不完全性に関していかなる前提を置くか、(ウ)経済分析が具体的事案における事実認定と法解釈とに明確な指針を提供し得ない場面において、規制の失敗による弊害と規制しないことによる弊害とのいずれを重視するか、換言すれば、企業自由を優先するのか、競争プロセスの確保を優先するのか。

これらの相互に密接に関連する諸論点における、かつてのシカゴ学派の立場は今や明白だと思われるので、ここでは、それに対抗する立場を確認しておきたい。すなわち、(ア)反トラスト政策は、生産者余剰とは区別される意味での消費者厚生を増大を優先的に追求すべきである。<sup>(10)</sup>(イ)経済主体の合理性には限界があり、また、(経済構造の変化や業種の特殊性により一般化は困難であることを自覚しつつも)不完全な市場こそ常態であるとの前提から出発すべきである。

(ウ)経済分析が明確な指針を提供し得ない場面では、規制しないことによる弊害の可能性を重視して、競争プロセス

の確保を優先すべきである。

反トラスト法の立法時の精神により忠実であろうとすれば、かような立場こそ、経済分析の出発点において選択されるべきだと筆者は考へる。

#### b シカゴ学派の市場力理論の貢献

しかし、三(2)で述べたように、シカゴ学派の市場力理論には現在も継承される理論面での貢献が含まれていることは否定し得ない。

第一に、シカゴ学派による市場力の概念はラーナー指数に基づいて価格支配力として構成されており、この概念構成の本質的部分については、今やコンセンサスがあると見てよい。この概念構成から、さらに、反トラスト法上市場力の存否よりも程度が問題であること、市場力は単独で行使される場合と複数企業により共同で行使される場合とがあり、後者には合意を伴うカルテルのみでなく意識的並行行為ないし協調行為も含まれることが導かれる。また、何が立証されなければならないかという問題と、立証のためにいかなる証拠ないしデータが利用し得るのかという問題とを明確に区別することが可能となった。かつての有効競争論の枠組みに引き付けていえば、市場構造基準と市場成果基準とは、いずれも、市場力やそれが行使された状態の本質規定ではなくて、市場力の存否を推測するための指標として概ね位置付けられる<sup>(11)</sup>。さらに、企業の行動パターンもまた、市場力の指標たり得るのである。

第二に、立証のためにいかなる証拠ないしデータをどの程度重視すべきかという問題とも関わって、シカゴ学派の市場力理論は、市場力の程度を規定する諸要因とその相互関係(特に、市場占拠率ないし集中度とその他の要因との関係)とを、実務で利用可能な形で明確化するのに成功した。それは、三(2)②で紹介したランデスとポズナーの定式に簡

潔明快に示されている。ここで改めて市場力の程度を規定する諸要因を列挙してみよう。

- ・ 市場占拠率ないし集中度（大きいほど市場力も大きい）
- ・ 市場占拠率ないし集中度の指標を修正する（割り引く）要因
  - 市場全体の需要の弾力性ないし「需要面での代替可能性」（大きいほど市場力は小さい）
  - ・ 周辺企業の供給の弾力性（大きいほど市場力は小さい）
    - 問題の企業と同じ市場に属する企業の生産（供給）拡大能力
    - ・ 問題の企業とは別の市場に属する企業の「供給面での代替可能性」
    - ・ 新たな設備投資を伴う新規参入の可能性

第三に、シカゴ学派の市場力理論は、関連市場画定の意味とその規定要因とを明確化することに成功した。すなわち、関連市場は、市場占拠率ないし集中度を測定する前提としてのみ意味をもち、市場占拠率ないし集中度の数値が市場力の程度をより正確に反映するように画定されるべきことが明らかにされた。それゆえ、関連市場の範囲を規定する要因は、市場力の程度を規定する要因（ただし、市場占拠率ないし集中度を除く）と本質的には同じである。もつとも、市場力の程度を規定する諸要因は、顧客や（潜在的ないし現実の）競争者が市場力の行使を抑制するように行動し得る可能性に關わっており、この可能性があまりに抽象的で数値化し得ない場合には関連市場の画定に際して当該要因を考慮することは実務上不可能である。かような事情から、新たな設備投資を伴う新規参入の可能性は、関連市場の画定を規定する要因からは除外されるのが通常である。

関連市場画定をめぐる従来の議論<sup>(12)</sup>との対応関係を示すならば、関連市場の商品的要素と地理的要素では主として「需要面での代替可能性」が問われ、時間的要素では周辺企業の供給の弾力性、とりわけ「供給面での代替可能性」が問わ

れていたと言える。なお、上述のように関連市場画定の意味を捉えることの延長線上に「反トラスト市場」の考え方が現れたことについては、三(2)③で既述のとおりである。

### c 具体的論点における対抗軸

bで整理した諸点は、その後の議論に共通の土俵を設定するものであったと言える。この共通の土俵の上でシカゴ学派の市場力理論に対する批判と新たな理論が展開された訳である。議論の詳細は既に四で述べたので、ここでは、そこで検討した具体的論点における対抗軸が、究極的には、aで述べた政策論構築の基本姿勢における対抗軸に対応することを確認したい。

第一に、合併・株式取得規制における関連市場画定方法に主として関わって、シカゴ学派の市場力理論が市場力の程度を實際よりも過小評価する傾向をもつ点が批判され、これを克服するために新たな関連市場画定方法が提唱された。シカゴ学派における市場力の過小評価の傾向が政策論構築の基本姿勢に由来していることについては、もはや多言を要しないであろう。詳細は四(2)①に譲り、ここでは実務上特に重要と思われる議論のポイントのみを列挙しておく。すなわち、「供給面での代替可能性」の認定の基準および手続の問題、価格を引き上げる力のみでなく維持する力をも規制対象とすることの是非の問題(連邦政府の合併ガイドラインの関連市場画定方法を前提とすると、仮定上の独占者の価格引き上げの出発点となる基準価格の水準設定の問題)、関連市場の画定をいかなる証拠に基づかせべきか(現実の取引関係をどの程度重視するか)の問題、市場の不完全性に由来する市場力の認定のあり方の問題である。

第二に、シカゴ学派が無視ないし軽視した、判例法上の「競争を排除する力」に新たな意味付けを試み、市場力の顕在化の仕方が異なるのに応じて市場力の認定方法も異なることを明らかにする理論が提唱された。詳細は四(2)②を

参照されたい。本稿の主題との関連上さほど詳細には検討し得なかつたのであるが、この議論は「排他的行動」規制復権の試みの一環であつた。それは、シカゴ学派が、およそ戦略的行動の成立可能性を無視ないし軽視することへの批判に根差しており、また、わずかであれ戦略的行動が成立する可能性が存する以上は、その規制の可能性を追求すべきとの立場に立つた議論であつた。<sup>(14)</sup> その意味で、この理論をめぐる議論もまた、政策論構築の基本姿勢における対抗軸を反映しているのである。

第三に、「技術革新市場」分析による、研究開発活動を削減する力としての市場力の規制手法が提唱された。詳細は四(2)③を参照されたい。本稿では簡単に言及するに止めたが、この提案をめぐる議論においては、研究開発における集中と技術革新の頻度との因果関係が経済理論および実証研究において確証されていない段階で、あえて技術革新を削減する可能性ある合併を規制することの是非が問われていた。そこでは、aで挙げた(ウ)の論点での立場の選択が問われていたのである。<sup>(15)</sup>

### ③残された課題

九〇年代の反トラスト政策論は、市場構造—市場行動—市場成果の因果関係を無条件に前提とすることはあり得ないという意味では、シカゴ学派の反トラスト政策論の遺産を引き継いでいると言える。しかし、具体的事案に即して、経済主体の合理性の限界と市場の不完全性を考慮に入れた経済分析を志向する点においては、八〇年代前半との間に明らかに断絶がある。この点こそが、「ポスト・シカゴ」の反トラスト政策論の共通の特徴と言えよう。「ポスト・シカゴ」の反トラスト政策論のかような志向それ自体は肯定的に評価されるべきである。

しかし、それが、経済分析の過度な精緻化・複雑化を伴う場合には、別の問題が生じる可能性があるように思われる。

あるいは筆者の杞憂なのかもしれないが、経済分析の精緻化・複雑化が過度に推し進められるとき、反トラスト事件は公開の法廷での問題解決になじむのだろうか。精緻な経済分析が必要となれば、結局は、一部の官僚エコノミストによる密室での事案の処理が横行することにならないか。四(2)①で連邦政府の一九九二年水平的合併ガイドラインに対する評価と関連して既に指摘したように、このことは、事前届け出制度を採る合併・株式取得の規制に特に当てはまる。

反トラスト法の原点には、国家による社会の全般的管理を排除するという思想が含まれている。国家自身が特定の集団と癒着し、「公共の利益」の名の下に特定の集団の利益を追求することを防ぐという趣旨である。専門性を理由に官僚エコノミストの裁量の余地を実質的に広げることが、反トラスト政策もまた一種の「丸太転がし」の対象とならないかという懸念を引き起こしかねないし、<sup>(16)</sup> そうでなくとも、当局の措置の政治的正当性に疑念を生ぜしめるおそれがある。経済分析の精緻化・複雑化が不可避だとしても、それに伴って手続的正義をいかに保障するかが改めて問われるのではないか。この問題は、今日の時点で頭在化している訳では必ずしもないが、反トラスト政策の将来の方向性を見極めるうえで念頭に置く必要があると思われる。

## (2) 日米独禁法の比較法研究に対する示唆

我が国独禁法が戦後の経済民主化政策、特に財閥解体と過度経済力集中排除政策のいわば仕上げとして制定されたこと、しかし、一九五〇年代以降は、企業集中を積極的に容認ないし促進する政府の産業政策の前に独禁法の運用は空洞化したこと、その後、六〇〇七〇年代には、消費者問題への意識の高まりを背景として、七七年の独禁法強化改正を初めとして幾つか見るべき成果を上げたものの、本格的な独禁法の運用強化は日米構造問題協議における対日要求を契機

とするものであったこと、周知のとおりである。全体として、我が国独禁法の運用は、「日本株式会社」とも称される特殊日本的な政府・企業間関係とそれを背景とする産業政策との対抗を余儀なくされた結果、独禁法を日本社会に定着させるほどの影響力を発揮し得なかつたと言える。

今日では、一で言及したように、規制緩和の下で、一方では、独禁法とその運用は強化されている。特に注目されるのは、近年、政府規制分野における官民協調的な競争制限行為が積極的に事件として取り上げられていることである。<sup>(17)</sup>この局面において独禁法は、規制緩和を促進しないしは補完すると同時に、特殊日本的な政府・企業間関係に反省を迫る役割を不十分なながらも果たしつつある。他方で、(純粹)持株会社の解禁に象徴されるように、一般集中規制が緩和され、その他の固い企業結合に対する規制もまた緩和の動きがある。<sup>(19)</sup>この局面において独禁法は、グローバル化した経済において国際競争を乗り切るべく企業再編・産業再編を図るうえでの障害と捉えられている。今日我が国は、企業活動のグローバル化に対応した、政府・企業間関係と国家機能の再編成の過程にあるが、独禁法の規制原理と規制体系もまた、その中であつて再編成されようとしている。

かような状況下では、「一般消費者の利益」確保を優先的に追求する独占禁止政策の構築が求められると同時に、独禁法の原点、さらに言えば、戦後改革の原点に立ち返って、我が国において資本主義と民主主義との両立をいかに図るかが改めて問われなければならない。そのために、アメリカの市場力理論から何を学び取ることができるだろうか。総論的に言えば、一方では、実効性ある経済政策として独禁法を日本社会に定着させるために、「ポスト・シカゴ」の市場力理論が独禁法の運用に生かされるべきであるが、他方では、反トラスト法の原点に照らして市場力理論には限界があることを自覚すべきである。

以下では、一②において列挙した三つの問題関心に即して、日米独禁法の比較法研究において市場力理論が提起する

具体的論点を提示したいと思う。なお、ここでは、論述の都合上、①②とは逆に、シカゴ学派の反トラスト政策論に対する評価、「競争の実質的制限」の解釈論、日米独禁法の規制体系の比較の順に論述することとする。

#### ①シカゴ学派の反トラスト政策論に対する評価

この点については、既に論じた。我が国における議論と関わって再度強調したいことは、経済分析一般とシカゴ学派の立場との混同は避けるべきだということである。したがって、反トラスト法の運用に経済分析を導入する立場をすべて引くため「シカゴ学派」と称し、そのようなものとして「シカゴ学派」を肯定的に評価する議論があるとすれば、問題である。かような立場は、八〇年代以降の反トラスト政策論における対抗軸を明確にし得ず、したがってまた、アメリカの議論から何を学ぶべきかを示し得ないのである。<sup>(2)</sup>

しかし、逆に、法学と経済学とは異なるといった理由で、独禁法の解釈適用における経済分析の利用一般を否定することは非現実的である。本章の(1)②で前述のように、立場の選択さえ誤らなければ、実効性ある経済政策として独禁法を日本社会に定着させる手段として、独禁法の解釈適用における経済分析は有益である。我が国独占禁止政策の今日的課題を前述のように捉え、しかも、特殊日本の企業間関係を前提とするならば、「ポスト・シカゴ」の立場からの経済分析にこそ学ぶべき点が多い。

#### ②「競争の実質的制限」の解釈論

一で指摘したように、市場力理論は、直接的には、我が国独禁法の「競争の実質的制限」の解釈・認定に関わる問題を扱っており、この点で比較法研究の成果がもつとも期待されるのは確かである。筆者には我が国の学説を本格的に分



析するだけの準備がないので、ここでは、市場力理論の成果を「競争の実質的制限」の解釈・認定にいかにかに生かすべきかに関わつて若干付言するに止めたい。

第一に、「競争の実質的制限」の定義に関してである。東宝・スバル事件東京高裁判決における「競争の実質的制限」<sup>(22)</sup>の定義は今日でも一般に受け入れられている。その特徴は、価格支配の要素はもとより商品の品質の支配（技術革新の停滞）の要素も含まれることから多様な機能を包含する競争プロセスを前提とすると考えられること、そして、「ある程度自由に」という文言が示すように程度問題を含むこと、に見い出すことができる。換言すれば、この定義は、価格以外の次元をも含む多様な次元での競争機能の發揮が阻害される程度に競争プロセスが抑圧されている状態を示していると言える。他方、現段階の反トラスト政策論における市場力とは、ほとんどもっぱら価格支配力と捉えられ、そのようなものとして、非価格競争を促進する駆動力ともなり得る。したがって、市場力の程度を測定することは経済分析の出発点に過ぎない。

以上のように対比してみると、「競争の実質的制限」の背景にある市場支配力とは、競争プロセスの相当程度の抑圧を伴つた市場力、したがって市場力のうち特に規模の大きいものと捉え得るであろう。市場力理論とは、多様な次元を含んで複雑に展開されている現実の競争プロセスの活発さを、可能な限り数値化して把握するための方法論であつたと言ふこともできよう。かような意味において、市場力理論と「競争の実質的制限」の解釈・認定とは相互に対応し得るのである。

ただ、市場力理論に照らせば市場支配力とそれが行使された状態（反競争的効果が現れている状態）とは区別されるべきであり、第三条および第八条一項一号における「競争の実質的制限」は（そして、おそらくは第八条の四の「独占的状态」も）状態を示す概念と捉え得ると思われる。他方、第四章の「競争を実質的に制限することとなる場合」とは、

市場支配状態そのものではなく、市場支配力の形成・維持・強化を未然に防止することを趣旨とするものと解される。市場支配力の形成・維持・強化を未然に防止する事前規制と市場支配力が行使された後の状態を規制する事後規制とは、市場支配力の認定のあり方は異なるからである。<sup>23)</sup>

第二に、違法行為類型の違いに応じた「競争の実質的制限」の認定のあり方、および、「競争の実質的制限」の類型論についてである。今日の市場力理論の議論の水準に照らすと、事後規制においては、行為の性格上「競争の実質的制限」すなわち市場支配力の出現が明白である場合、換言すれば、反競争的效果を相殺するにたる競争促進的效果を期待し得ない行為類型である場合、あえて関連市場の画定と市場占拠率の算定を行う必要はない。たとえば、もっぱら市場支配を目的とすることが明白な協定は、それ自体として市場支配力や市場支配状態の有力な証拠である。したがって、もっぱら市場支配のみを目的とすることが明白な協定がある程度の実効性を伴って成立したと認定されれば、そのみで「競争の実質的制限」の存在を推定してよい。<sup>24)</sup>（蛇足ながら、かような場合の「一定の取引分野」は、当該協定が対象とする商品と地域とに即して認定すればよい）。

関連市場の画定を前提とする詳細な市場分析が必要とされるのは、典型的には、第四章の市場集中規制の場合と第三条前段の私的独占の場合とであろう。前者は、事前規制としての性格上、将来における競争制限効果の予測に関わるからである。後者は、市場支配力を有する企業の特定の行為が、市場支配力の行使として性格付けられるのか、それとも、（少なくとも長期的には）消費者厚生を増大をもたらず非価格競争の手段として性格付けられるのかが微妙な限界事例があり得るからである。また、我が国では未だ事件として顕在化してはいないが、共同研究開発協定のように競争促進的效果をもち得る共同行為に関しては、第三条後段の不当な取引制限の適用においても詳細な市場分析が必要とされる場合があり得る。

関連して注目されるのは、我が国において、共同ボイコットが第三条後段の不当な取引制限として規制される現実的可能性が生じたことを契機として、<sup>(25)</sup>「統合型市場支配」と「閉鎖型市場支配」とを区別する議論が提唱されたことである。<sup>(26)</sup>アメリカにおける「ステイグラー的市場力」と「ベイン的市場力」とを区別する議論は、「統合型市場支配」と「閉鎖型市場支配」とを区別する議論をさらに一般化し、二つの類型の具体的分析手法の違いをも示唆する点で参考にし得る。今村成和教授の「閉鎖型市場支配」の概念には価格支配という要素が含まれていないので、一見すると「閉鎖型市場支配」と「ベイン的市場力」とは無関係のようにも見える。しかし、「ベイン的市場力」の本質が価格支配力と捉えられているのは、排他的行動一般を経済分析に乗せるための便法という側面もあると思われる。「閉鎖型市場支配」の概念を義務において定着させるために、特に、共同ボイコットにつき課徴金納付命令発動の可能性を追求するに際して、「ベイン的市場力」の理論が生かされる余地はあると思われる。

第三に、市場支配力の規模の測定の方と、関連市場（「一定の取引分野」）の画定基準の問題についてである。前述のように市場支配力を規模の大きい市場力と捉えるとすれば、いかにして規制に値する規模を測定するかが問われざるを得ない。理論的には、消費者厚生<sup>(27)</sup>の減少が尺度とされるべきことになる。具体的には、まず、違法行為の悪質性の程度と、立証を要する市場力の規模とは反比例の関係にあることが指摘されなければならない。次に、詳細な市場分析が要求される場合には、従来の我が国の議論では、有効競争論が提示した様々な指標が総合的に考慮されると説明され、それ以上の議論はなかったように思われる。アメリカの市場力理論は、我が国の解釈論が長らく沈黙していた論点、すなわち、「競争の実質的制限」の判断基準のあり方、および、それと密接不可分の関係にある関連市場の意味と画定基準のあり方に関する論点をめぐって主として展開されて来た。筆者が反トラスト法研究者にとつては自明と思われる事柄を敢えて本稿で取り上げたのは、これらの論点について我が国で議論を進展させる必要性を感じたからでもある。実効

性ある経済政策として独禁法を日本社会に定着させようとするのであれば、これらの論点での議論は欠かせない。少なくとも議論の出発点として、アメリカの議論に耳を傾けるべきである。<sup>(27)</sup>

特に今日では、企業活動のグローバル化が、安易に固い企業結合に対する「規制緩和」と結び付けて論じられるおそれがある。<sup>(28)</sup>この種の議論に対処するための理論武装が急がれる。そのためにも、「ポスト・シカゴ」の市場力理論の展開に学ぶべきである。

### ③規制体系の比較

競争法制のハーモナイゼーションを展望するとき、日米独禁法の規制体系の異同を確認する作業は重要な意味をもつ。今日の反トラスト政策論、さらには、反トラスト判例法までが、市場力をキー・ワードとして体系化され得ることは既述のとおりである(二(2)を参照)。そこで、ここでは、我が国独禁法の実体規定がどこまで市場力理論によって説明されるか、そして、市場力理論によって説明し得ない規定についていかに考えるべきかにつき具体的論点を提示しておきたい。

(ア) まず、「競争の実質的制限」や「競争を実質的に制限することとなる場合」を規制基準とする行為類型については、②で前述のとおりである。なお、第四章の独禁法規制体系上の位置付けについて論者により異なった説明がなされて来たことは周知のとおりであるが、ここでは、市場力理論との関わりにおいて次の点のみを確認しておきたい。すなわち、第四章の市場集中規制にかかる諸規定は、単独企業による市場支配力の形成・維持・強化のみ規制するのではなく、意識的平行行為ないし協調行為をも含む、複数企業による市場支配力行使の未然防止をも目的とするものでなければならぬという点である。

市場力をキー・ワードとして日米独禁法の規制体系を比較する場合に問題となるのは、第一九条の不正な取引方法、そして、第四章中のいわゆる一般集中規制にかかる諸規定と市場力理論との関連である。

(イ) まず、不正な取引方法に関しては、昭和二八年改正以降、その中に性格の異なる様々な行為類型が盛り込まれ、公正競争阻害性についての統一的な解釈論の構築が困難な状態にあることは否めない。ここでは、一九八二年の独占禁止法研究会報告「不正な取引方法に関する基本的考え方」の立場を一応の前提として分析してみよう。<sup>(29)</sup>

まず、「自由な競争の侵害（競争の滅殺）」に公正競争阻害性が求められる行為類型については、実は市場力の発現たる行為が問題とされていることが分かるのである。そして、九一年に公表された「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」の「市場における有力な事業者（メーカー）」の概念に示唆されているように、少なくとも公正取引委員会は、当該行為類型において、第三条における市場支配力よりも小さな程度の市場力を問題としていると言える。ただし、当該行為類型において関連市場の画定に基づく市場分析が特に求められることがあるのは、行為の外形のみからは当該行為が市場力の発現であるか否かが明らかでない場合があるからである。公正競争阻害性とは、あくまでも行為がそれ自体の性格付けに関わる要件であり、行為そのものとは一応区別された状態概念としての「競争の実質的制限」とは性格が異なるものと解釈すべきである。そうでなければ、行為規制としての不正な取引方法規制の存在意義が不明確となるからである。なお、蛇足ながら、不正な取引方法規制の行為規制としての実効性を高めるために、アメリカにおける「簡略化された合理の原則」の分析手法を公正競争阻害性の認定に生かすことが考えられてよいであろう。

次に、「自由競争基盤の侵害」に公正競争阻害性が求められる行為類型、すなわち、一般指定第一四項（優越的地位の濫用）は、一見すると市場力とは異なる「力」を規制対象としているかに見える。ただし、四（二）①のcで取り上げられたコダック事件判決の意義をいかに捉えるかによって事情は異なってくるように思われる。すなわち、競争プロセスの

相当程度の抑圧を伴わなくとも、市場の不完全性に起因して発生する市場力（顧客を搾取する力）一般が反トラスト法の規制対象となるというのが同判決の理論だとすれば、優越的地位の濫用に該当する行為も大部分市場力によって説明し得るのではないだろうか。そうだとすれば、市場力理論はポピュリスト的価値観と新たな接点をもちつつあるとも言えよう。かくして、不公正な取引方法は、「競争手段の不公正さ」に公正競争阻害性が求められる行為類型を除いて、（市場支配力よりも小さな程度の）市場力の発現たる行為の規制、あるいは、行為に着目した市場力規制と位置付け得るかもしれない。<sup>(30)</sup> かような位置付けの可能性、その場合の公正競争阻害性の解釈のあり方については他日を期することとしたい。いずれにせよ、不公正な取引方法の規制においても、市場力理論の応用が可能な領域が広がりつつあることは確かである。

（ウ）最後に、第四章中のいわゆる一般集中規制にかかる諸規定をいかに見るかについてである。これら諸規定の法政策が、市場力理論の守備範囲を超えていることは明らかである。確かに、これらの諸規定の趣旨を、日本の企業間関係の特殊性に照らした市場における競争制限ないし競争阻害の予防と説明することは可能である。しかし、これら諸規定の趣旨をどのように矮小化して捉えることは問題である。<sup>(31)</sup>

アメリカの経験に照らしてみても、反トラスト法の経済政策化の過程において、ポピュリスト的価値観は、反トラスト法とは別の形で企業をめぐる法政策に体现されている。他方、（純粋）持株会社解禁論をめぐる議論が示すように、<sup>(32)</sup> 少なくともかつての第九条は、株式会社制度に内在する会社支配と責任との不均衡の拡大を防ぐ機能をも不十分ながらも果たしていた。かくして、一般集中規制に関しては、企業をめぐる法政策の全体像を対象としなければ正確な日米比較にはならないのである。高度に専門化した反トラスト政策の現状に目を奪われる余り、反トラスト法の真の原点を見失うことがあつてはならない。この領域では、表面的な比較法研究に基づく安易なハーモナイゼーションの提案は受け入

れるべきではない。<sup>(33)</sup> 企業内部での利害関係の調整にとどまらず経済力の社会的制御のあり方全般を含む、広い意味での企業統治の全体構造における役割ないし位置付けという観点から、日米独禁法を比較することが求められるのではない。今後の課題である。

(3) むすびにかえて

筆者が恐れるのは、WTOにおけるハーモナイゼーション論議そのものよりむしろ、それを口実にした独禁法の規制体系、規制原理の再編成である。企業の経済活動のグローバル化に沿う方向で国家機能が再編成される過程にあるだけに、なおさらのこと、表面的な比較法研究が安易に独禁法の規制体系、規制原理の再編成に結び付けられることは避けなければならない。かような問題意識から、本稿は、反トラスト法および反トラスト政策の歴史的性格をも踏まえた比較法研究を目指したが、結果的には、外国法理論の安易な「つまみ食い」という批判を免れないかもしれない。とりわけ本稿では、我が国独禁法および独占禁止政策の特殊日本的な展開過程と、それを背景とする特殊日本的な解釈論議の分析が決定的に欠如している。本稿で扱った我が国独禁法解釈上の論点に関しては、他日改めて検討の機会をもちたいと思う。今は、頭を冷やすために筆をおくことにする。

(1) See, MARTIN J. SKLAR, THE CORPORATE RECONSTRUCTION OF AMERICAN CAPITALISM

1890-1916, at 33-40, 166-173 (1988).

(2) なお、「コーポレート・リベラリズム」の概念の中には、労働組合の資本主義体制内への取り込みという要素も含まれており、そのことは、クレイトン法第六条が労働組合の存在と活動について適用除外を定めたことにも示されている。かような「コーポレート・リベラリズム」を理念とする二〇世紀アメリカの資本主義を一九世紀の資本主義と區別して「法人資本主義(corporate capitalism)」と呼ぶ議論については、MARTIN J. SKLAR, *supra* note 1のほか、楠井敏朗『アメリカ資本主義の発展構造II』(日本経済評論社一九九七年)二九四—二九五頁も参照。なお、「法人資本主義」成立の背景としては、企業集中の進展のほか、フロンティアの消滅、東・南欧からの新たな移民の増大、労働組合運動の激化といった要因があると言われる。

(3) Th. アーノルドの反トラスト法観については、MARC ALLEN EISNER, *ANTITRUST AND THE TRUMP OF ECONOMICS: INSTITUTIONS, EXPERTISE, AND POLICY CHANGE* (1991) を参照した。彼の思想は、反トラスト法の経済政策化の原点における問題意識を探るために改めて詳細に分析する価値があると思われる。

(4) 二(1)の註(24) (法政研究(静岡大学) 第一巻第一号二七六—二七七頁) 参照。

(5) モートン・J・ホーウィッツ著、樋口範雄訳『現代アメリカ法の歴史(アメリカ法ベーシックス3)』(弘文堂一九九六年) 第3章「サンタ・クララ判決再考—法人理論の発展」、浜田道代「会社法と持株会社規制」経済法学会年報第一七号四八頁、六〇—六六頁(会社法から反トラスト法や証券規制が枝分かれしたこと)を参照。

(6) 岡田外司博「アメリカのデューラー法についての管見」経済法学会年報第一六号(一九九五年)一三三頁、若林亜理砂「アメリカにおける専売店規制(二・完)」上智法学論集第四一卷第一号(一九九七年)九五頁等を参照。

(7) マーク・ロー著、北条裕雄・松尾順介監訳『アメリカの企業統治』(東洋経済新報社一九九六年)、川浜昇「金融機



関の株式保有規制」経済法学会年報第二十七号（一九九六年）七二頁、七四―七七頁を参照。

- (8) 本稿では、経済主体の合理性の限界と市場の不完全性につき実証抜きで楽観的な前提をおき、そこから演繹的に結論を導く点にシカゴ学派の市場力理論の問題点があると指摘したが、それは、川浜昇教授が言われる「概念法学的『法と経済学』」の一つの具体例と言えるかもしれない。川浜昇「法と経済学」と法解釈の関係について―批判的検討―（四・完）「民商法雑誌第一〇九卷第三号（一九九三年）四一―三頁参照。

なお、分析の前提にある市場モデルの時間的枠組みの設定のあり方が、本文の（イ）のみならず（ア）の論点とも関わることにについては、四（一）②を参照。

- (9) 三（二）③の註で指摘したように、この論点は、一九八七年N A A G水平的合併ガイドラインにおいて Type I error と Type II error との選択の問題として表現されていた。

- (10) かような立場を表明する一例として、see, e.g., Joseph F. Brodley, *The Economic Goals of Antitrust: Efficiency, Consumer Welfare, and Technological Progress*, in HARRY FIRST, ELEANOR M. FOX AND ROBERT PITOFSKY, ed., *REVITALIZING ANTITRUST IN ITS SECOND CENTURY: ESSAYS ON LEGAL, ECONOMIC, AND POLITICAL POLICY* at 95-129 (1991).

かような立場においても、企業集中に伴う生産・販売面での効率性の達成や技術革新促進の利益を考慮しない訳ではないが、それが最終的に消費者に還元されることの立証が求められることになる。なお、四（二）①で検討した連邦政府の一九九二年水平的合併ガイドラインの効率性の項目が一九九七年四月に改正された（その紹介として、塩谷敦子「アメリカ合併ガイドラインの改正―効率性の考え方を明確化―」国際商事法務第二五巻第五号（一九九七年）四五―一頁参照）ことに示されるように、企業集中に伴う（静態的および動態的）効率性の考慮のあり方

が今日重要な論点として再浮上している。この点の検討は後日の課題としたい。

- (11) 各基準の内容も含めて、小西唯雄『反独占政策と有効競争「増補版」』（有斐閣一九七五年）、丹宗昭信「独占禁止法上における競争概念の検討（二）」（北大法学論集第二二巻第一号（一九七一年）一頁を参照。もつとも、有効競争論は、価格以外にも多様な次元を含む競争プロセスが全体として維持されているか否かの指標であるので、市場成果基準の中には、生産・販売面での効率性や進歩性といった、（価格支配力としての）市場力の指標とはならぬ要因も含まれていることに注意する必要がある。

- (12) 我が国独占禁法の「一定の取引分野」の代表的解釈論として、丹宗昭信『独占および寡占市場構造規制の法理』（北大図書刊行会一九七六年）六七―七七頁を参照。

- (13) 我が国で関連市場の時間的要素の考慮の必要性を強調する立場として、大村須賀男「一定の取引分野」に関する時間的限定要素」修道法学第一二巻第二号（一九九〇年）五一頁を参照。

- (14) See, Michael H. Riordan and Steven C. Salop, *Evaluating Vertical Mergers: A Post-Chicago Approach*, 63 *Antitrust L. J.* 513, 516-520 (1995).

- (15) より詳しくは、拙稿「反トラスト法と技術革新―技術革新市場」分析をてがかりとして―」立命館法学第二五〇号（一九九七年）一四五―二頁、一四六―一四六八頁を参照されたい。

- (16) 関連して、公共選択論の立場から反トラスト法における「公共の利益」の実態や「丸太転がし」を分析する研究の集成として、see, FRED S. MCCESNEY AND WILLIAM F. SHUGHART II, *e.d., THE CAUSES AND CONSEQUENCES OF ANTITRUST THE PUBLIC CHOICE PERSPECTIVE* (1995).

- (17) 平成七年度の独占禁法の運用を振り返って規制産業における違反事例の多いことを指摘するものとして、岡田外司博

「独占禁止法一年の動き」経済法学会年報第一七号（一九九六年）一七七頁。平成八年度においても、（財）日本医療食協会ほか一名に対する件（平成八年五月八日勧告審決）、日本機械保険連盟に対する件（平成九年二月五日勧告審決）等において、公正取引委員会は所轄官庁による業界保護的な介入に反省を迫った。公正取引委員会が、近年、意識的に規制産業における違反行為の摘発に独禁法運用の重点を置いていることを示唆するものとして、矢部丈太郎「審査局の今年の課題―規制緩和と独禁法の執行―」公正取引第五五号（一九九七年）一六頁、上杉明則「今年の独占禁止法の課題」商事法務第一四四五号（一九九七年）五六頁等を参照。

(18) 本稿執筆中の一九九七年六月一八日に（純粹）持株会社の解禁を主たる内容とする独禁法改正が公布された。その結果、持株会社は「事業支配力が過度に集中することとなる場合」以外は、原則として許容されることとなった。

(19) 一九九七年七月には、独占禁止法第四章改正問題研究会が「企業結合規制の手続規定の在り方に関する報告書」を公表した。実体的規制基準をも含む提言として、通商産業省産業政策局編「企業組織関連制度の改革へ向けて―平成九年企業法制研究会報告―」別冊商事法務第一九八号（一九九七年）を参照。

また、一九九七年四月九日に公正取引委員会は、三井石化と三井東圧化学との合併に関して、合併後のフェノールの国内販売シェアが五七・三％（生産シェアは五六・二％）となり、「会社の合併等の審査に関する事務処理基準」で重点審査の基準とされている二五％を超えるにもかかわらず、これを無条件で容認した。ユーザーが容易に輸入品を増やすことができ、取引価格や数量で不利になることがなければ競争を実質的に制限することにはならないとの判断が示されたと言われる。本件は、いわゆる「二五％ルール」の厳格な適用からの方針転換を示唆するものとして注目された（以上、日本経済新聞一九九七年四月一〇日付朝刊を参照）。本件の処理を評価するに際しては、供給の弾力性、具体的には、外国市場で販売されているフェノールの日本向けへの転換可能性がいかなる証拠

によって認定されたのが問われるであろう。世界市場での需要の動向、それと比較した日本市場の規模、外国の競争者の生産余力や設備増強の可能性、さらには顧客との取引関係の性格といった諸点がどこまで踏まえられたのだろうか。市場力行使に対して確実に抑制要因として作用するのはやはり国内企業の行動なのであって、外国の競争者による転換可能性を抑制要因として過大に評価することには慎重でなければならぬと思われる。

一般的に言つて、経済活動のグローバル化の実態から直ちに「一定の取引分野」の地理的範囲を世界と想定することはナンセンスだが、理論上、供給面での代替可能性が合併規制において考慮要因となり得ること、それとの関連で外国企業の（日本のみならず外国での）販売活動が考慮され得ることは確かである。しかし、外国企業の反応の抽象的な可能性のみを根拠として集中率を高める合併を容認することは許されないと言うべきである。

(20) たとえば、後藤道夫「現代帝国主義と大衆社会の再収縮」『ラディカルに哲学する4 日常世界を支配するもの』(大月書店一九九五年) 二三五頁以下所収等を参照。

(21) たとえば、村上政博『独占禁止法研究』(弘文堂一九九七年) 第3章第1節の米国一九九二年水平的合併ガイドラインに対する評価を参照。

もちろん、何を「シカゴ学派」と呼ぶかは興味ないし便宜の問題であるが、八〇年代前半の反トラスト政策論の主流と九〇年代以降のそれとの間に無視し得ない断絶があることは事実である。それを踏まえ「シカゴ学派」の拡大解釈こそが問題なのである。

(22) 本稿②の該当部分(法政研究(静岡大学)第一巻第一号二三八頁)を参照。

(23) 「事前規制」および「事後規制」の用語法については必ずしも定説がある訳ではないようである。ただ、市場力理論に照らせば、単に行爲完了前に当局が事前審査するか否かの違い(たとえば、村上政博・前掲書二〇頁参照)と

いうよりも、当局が規制し得る時点が、したがってまた、違法性を判断する時点が、市場支配力が行使される前か後かの違いと捉えられると思われる。事前審査制度の有無は、実体法の規制体系のあり方とは別次元の、当局および企業の便宜の問題と捉えるべきではないか。

- (24) 不当な取引制限の成立時期に関して合意時説と実施時説との対立があり、この対立が「競争の実質的制限」の解釈と関連づけられていることは周知のとおりである(学説の整理につき、今村成和、丹宗昭信、実方謙二、厚谷襄児編『注解経済法・上巻』(青林書院一九八五年)「第2条第6項」(実方謙二・和田健夫執筆)参照)。筆者は、実施時説に立ちながらも、本文で述べたように解釈し得ないかと考えている。刑事裁判においては、市場支配状態の存在について、反証の機会が与えられるべきことにならう(刑事裁判においては未遂犯か既遂犯かを決定する上で反証を認めることに意味が出て来るであろう)。民事裁判においては、市場支配状態の有無は、損害発生や因果関係の有無の問題に解消されてしまうかもしれない。ただ、排除措置の発動に際しては、それが将来に向けて違反行為を予防する趣旨も含むと見て、協定実施前においても、市場支配状態出現の切迫した危険性を理由として排除措置を発動する裁量権が公正取引委員会に認められると解釈し得ないかと考えている。ただし、解釈論の詰めは後日の課題としたい。

- (25) 具体的には、一九九一年の「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」において、かような方針が明示された。なお、右指針における共同ボイコットについての「競争の実質的制限」の認定例に対しては、市場の開放性を妨げること(あるいは、競争(者)を排除する力の形成)それ自体に「競争の実質的制限」の成立を見る立場から批判がある。今村成和・後掲書六五―六七頁、根岸哲「共同ボイコットと不当な取引制限」『国際化時代の独占禁止法の課題』(日本評論社一九九三年)四三二頁以下所収等を参照。「ベイン的市場力」と右の各立場との異同について

は、さらに詳細に検討する必要があるが、本稿では果せなかつた。

(26) 今村成和『独占禁止法入門「第三版」』(有斐閣一九九二年)一三一—一六頁。

(27) そもそも我が国では有効競争論に対して共通の理解があるのかという問題もある。たとえば、市場成果基準を「競争の實質的制限」の定義において考慮すべきでないといった議論は、何が立証されるべきかという問題と立証のためにかなる証拠をどの程度重視すべきなのかという問題とを混同しているように思われる。

(28) 具体例として、註(19)を参照。

(29) この報告における公正競争阻害性の解釈、特に優越的地位の濫用における公正競争阻害性の解釈に対して有力な異論があることは周知のとおりである。学説の整理として、丹宗曉信、来生新、畠山武道、稗貫俊文、向田直範、和田健夫『論争独占禁止法—独禁法主要論点の批判的検討と反批判』(風行社一九九四年)第六章第一節(稗貫俊文執筆)を参照。ここでも、解釈論の本格的な検討は後日の課題としたい。

(30) より具体的な提言として、白石忠志『取引上の地位の不当利用』規制と「市場」概念—独禁法をめぐる一大論議の一断面—法学(一九九三年)第五七卷第三号一頁を参照。

(31) なお、註(18)で述べた独禁法改正の結果、持株会社は、①「持株会社及び子会社その他持株会社が株式の所有により事業活動を支配している国内の会社の総合的事業規模が相当数の事業分野にわたって著しく大きい」場合、②「これらの会社の資金に係る取引に起因する他の事業者に対する影響力が著しく大きい」場合、③「これらの会社が相互に関連性のある相当数の事業分野においてそれぞれ有力な地位を占めている」場合のいずれかで、「国民経済に大きな影響を及ぼし、公正かつ自由な競争の促進に妨げとなる」ときに、「事業支配力が過度に集中することとなる」として禁止されることとなった(改正後の第九条第五項)。現在この規定の運用基準が作成されている段

階であるが、今や持株会社規制は、事実上、市場における競争制限ないし競争阻害の予防規定に変質したといつても過言ではないだろう。

(32) 経済法学会年報第一七号の特集「持株会社と独占禁止法」の諸論文を参照。

(33) 特に、本間重紀「企業集中規制としての株式保有規制―総論―持株会社解禁問題を中心に―」経済法学会年報第一七号（一九九六年）一頁、二三―二四頁を参照。